

一九七七年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コーポルケ谷九〇四 電話(03)3337714 649 FAX(03)329915367  
振替 〇〇一〇〇一 九一五八四三二 労金 東京労金本店 No 1154163

購読料 月額 600円 6カ月前納制

### 〈もくじ〉

#### ■巻頭言■

「戦争の記憶」を引き受け直す 毛利 孝雄……………2

「首切りのすすめ」ガイダンス 滝野 忠……………3

— 政府関係文書の特徴 —

山陽新幹線トンネル崩落事故が意味するもの 佐野 修吉……………6

感想も涙もさまざま 佐野 周二……………9

— 運転士としての「鉄道員」 —

保険主義は破綻し、やがて公費に……………10

— 実施前から介護保険の矛盾は次々 —

資料1 武蔵野市介護保険事業計画策定委員会第七回会議

「武蔵野市の介護保険の進むべき方向について」論議の柱立て案……………13

一九九九・八・一九、介護保険準備室

資料2 京都市府保険医協会発行(一九九九・五・三二)

国 の 役 割……………14

特集「介護保険解体新書」(制度の仕組みと問題点)

読者からのおたより……………16

# 旬刊 社会通信

NO. 746

一九九九年九月二日号

一九九九年九月二日発行  
(毎月一日・二日・三日三回発行)

## 「戦争の記憶」を引き受け直す

今年の十一月で五〇歳になる。自分がやれることを、もうあまり長いスパンでは考えられなくなるのではないか。すでに何人かの同年代の友人を送ってしまったことを思うと、若い頃とはまた違った「あせり」のようなものに、背を押されているような気もする。

「戦争体験と平和の大切さを、どう記憶し次の世代に引き継いでいくか」ということもそのひとつ。直接には、国立「昭和館」（完成までは「戦没者追悼平和祈念館」の名称で作業が進められた）をめぐる裁判にかかわるなかで考えてきたことであるが、最近のガイドライン法や国旗・国歌法制化、盗聴法などの一連の動き、さらに、とりわけ若い世代に広がっているかにも見える、いのちの尊さへの揺らぎのなかで、私たちの世代にあらためて問われていることでもある。若い頃には、戦争体験を引き継ぐ世代としてあればこと足りた私たち戦争非体験世代が、いまは次の世代に戦争体験を引き継がなければならない立場に立っているという、多少やっかいな事態にも突きあたっているのである。

先にふれた訴訟のこともあり、この間に折にふれて戦争にかかわる記念館や博物館を訪ねてみた。「昭和館」「靖国神社・遊就館」「丸木美術館（埼玉）」「戦没画学生慰霊美術館・無言館（上田）」など。また五月の韓国旅行の際にも「戦争記念館（国立？）」「ダブゴル公園（パコダ公園）」を訪ねてみた。

これらの施設が伝え継承しようとするメッセージは、二つの傾向に大別される。

一方は、戦争を賛美し愛国心を鼓舞するものであり、『遊就館』はその典型。韓国の『戦争記念館』もこのなかに入るだろう。もともと韓国の場合は、つい先の大戦まで侵略され続けた歴史を考慮しなければならぬが、朝鮮戦争（現地では韓国戦争）の評価、その後の米軍（現地では国連軍）と一体となった軍事行動、そしてベトナム戦争・湾岸戦争・ソマリアPKFなどへの海外派兵活動に至って終わる展示内容については、おそらく韓国内でも議論があるものと思う。

もう一方は、反戦と平和の重要性を訴え継承しようとするものである。

『丸木美術館』についてはあらためて書く必要はないだろう。『無言館』は数年前、佐久益地を見おろす高台に開館した。ふるさとを、母を、妹を、恋人を、妻を描いて、死へと旅立っていった画学生たちの遺作は、戦後五〇年を経て初めて私たちの目にふれることになった。窪島館主の開館に寄せることば―

「…どうか許してほしい／五十年を生きた私たちのだれもが／これまで一度として／あなたの絵のせつない叫びに耳を傾けなかったことを／遠い見知らぬ異国で死んだ画学生よ／私はあなたを知らない／知っているのはあなたが遺したたった一枚の絵だ／その絵に刻まれたかけがえないあなたの生命の時間だけだ」

韓国で『ダブゴル公園』を訪ねた私たち夫婦は、「日本人ですか？」との問いかけとともに、たちまち何人もの老人たちに囲まれ質問攻めにあった。「日本ではたくさん若い人が働いていないというが本当か」「日本は経済大国だから、失業しても韓国と違ってきちんとした保証があるのではないか」「トヨタは大丈夫か？」…。

『ダブゴル公園』は、日本の植民地支配からの独立運動発祥の地であり、日本軍に抵抗

する韓国民衆の姿を描いたレリーフが、小さな公園のぐるりを埋めている。また、日本の教科書問題や慰安婦問題などで集会がもたれるのもこの公園である。こうした重い背景を背負いながら、民衆同士がふれあい交流する場所としてのあたたかさが、この公園には充ちている。この点は、米軍基地に隣接し韓国国防部前の広大な敷地に「護国の殿堂」を掲げて建つ『戦争記念館』と、まったくの好対照をなしている。ボランティアで公園内の日本語ガイドをしている劉さんのチラシは、こう結ばれている。

「：ダブコル・コウウォン（塔洞公園）という名前の響きは、ソウルの人々にとっては一種独特な感情を喚起させます。日本と韓国の真実の歴史を知る事によってこの響きを互いに理解しあえる日こそ、日本と韓国は本当に友人となれるのではないのでしょうか。平和のために、歴史を正しく理解しましょう。」

ところで『昭和館』については、このどちらかの傾向に組みするほどのメッセージ性すら持ちえていない。それが感想だったことを一言だけ添えておく。

三〇年も前の話になるが、岩手の僻村で冬季分校の代用教員をしていた頃、同じ岩手県内の一僻村に、戦没農民兵士の妻（未亡人）たちの戦中・戦後を追った記録集『あの人は帰ってこなかった』―岩波新書―を、同郷の人たちの背負った戦争体験として痛切な思いで読み終えたことを、いまあらためて思い起こす。

編集にあたった大牟羅良さんと菊池敬一さんは、四年間をかけて未亡人たちに幾度となく足を運び、聞き取りを行っている。できれば触れられたくない、思い起こしたくない、早く忘れてしまいたい、そんな記憶を掘り起こし記録として紡いでいく―それは当事者にとつて、残忍ともいえる過程であったに違いない。地を這う努力、そして残忍ともいえる過程を通じなければ記憶しえないもの―それが戦争体験であることを、この冊子から教えられたように思っている。

この夏、千代田区が派遣する沖繩・広島・長崎への平和使節団に応募した。沖繩・広島・長崎の皆さんが、文字どおり「地を這う努力」と「残忍ともいえる過程」を通じて紡いできた戦争の記憶を、あらためて引き受け直すことをこの夏の課題としたい。

（毛利 孝雄）

## 「首切りのすすめ」ガイドダンス

### ―政府関係文書の特徴―

支配する者とされる者との矛盾が頂点に達しつつあります。一時は「死語」と化した恐慌、大失業の顕在化。それとともに階級対立、社会主義、国有化（計画経済）が、「生活を守り」、「人間らしく生きる」ために再び考えられなければならないテーマとして浮上したのです。

支配する者は「金融システム安定には、大銀行の国有化は必要」と、巨大金融資本救済のため、六十兆円もの「公的資金」（国民の税金）を投入し、「特別公的管理」という名の国有化策を実行しました。さらに中小零細企業の国有化策も実行されました。昨年十月、特別信用保障制度と称し二十兆円の資金が準備され、これまでに約十六兆円がつかわれたことです。

これら優遇措置に今度は製造業の巨大独占資本が「雇用不安、失業増大回避には、製造業の基盤整備が重要」、「おれたちにも公的資金を投入しろ」と、政府に要求しました。それが昨年からの「産業戦略会議」、「産業競争力会議」の諸提言であり、七月末、国会に上程され、八月はじめに成立した「産業再生法」です。今度は「大製造業の国有化」です。

ここに注入される資金はすべて税金です。民間企業の債務・借金を国に移し、国は国民への税金に移しかえ、帳じりを合わせようというのです。ですから、それら民間巨大企業が投機、経営の誤りでつくった天文学的な借金が労働者と勤労諸社会層、はては年金生活者や子どもたちにまで転嫁されるということです。

黙っていたら労働者は骨の髄(ずい)までしゃぶりつくされてしまいます。現に、政府の借金である国債は昨年一年間だけで百兆円もふくれあがってしまいました。われわれは「われわれの生活の国有化」を要求する時代に入った。したがって、社会主義、階級対立について考えなければならぬ時代に入ったのです。

### 新日鉄・鉄鋼連盟・産業競争力会議・産業再生法

最近の全国紙は政府関係機関が発する文書の伝達機関となつてしまいました。さきの「産業競争力強化」にかんするさまざまで膨大な文書、経済審議会「経済社会のあるべき姿と経済新生の政策方針」、「通商白書」、「経済白書」、「労働白書」、「厚生白書」等々。ビツクリさせられることは、それらのどの文書も一つの骨格にもとづいて構成されていることで、その中心テーマは①情報化、②少子高齢化、③グローバル化、④環境です。

その中心にあるのが昨年来の「産業競争力強化」策です。実体を追ってゆくにつれ、巨大企業と政府・官僚の強い結びつきがみえてきます。原案をつくったのはガリバー企業・新日鉄を中心とする鉄鋼連盟です。鉄鋼連盟は財界総司令部・経団連にその案を持ち込み、財界全体にひろげます。そしてそれを産業競争力会議での議案にし、自民党で法案化していることです。この三つの組織をつなぐキーマンが新日鉄会長です。この人物は経団連会長、経済競争力会議の議長でもあるからです。

産業再生法には四つのねらいがあります。

第一は、供給体制の再構築(競争力強化)です。設備廃案にともなう法制面、税制面の基盤整備です。このため彼らは、今三〇%強の過剰設備を抱えている、この早急な処理が必要と声高に叫ぶのです。

第二は、新たな資金需要策です。設備を廃棄にすれば多くの労働者が職場から追われ膨大な退職金が必要になります。設備解体にも巨額の資金が必要です。そのもつとも手っ取り早い方法が①工場跡地等の土地を早くかつ高い価格で動かす仕組み、②銀行から安い金利で融資を受ける仕組み、③これでもまだ不十分と国に「公的資金」を注入する仕組みを求めているということです。

第三は、雇用問題での支援措置です。設備を廃棄すればそこに働いていた労働者はクビになります。しかし、彼らはみずからの責任でクビ切った労働者のめんどろをみる気はさらさらありません。失業者を税金でめんどろみするよう求めているのです。

産業再生法案は、一年前の金融二法案とまったく同じ論理と内容になっています。巨大銀行は投機の責任をほおかぶりし借金を国に回しました。巨大製造業はみずからの投資の

失敗のつけをやはり国に回そうとしているのです。そして最後は国民に：

### 「雇用流動化」

彼らが望む「雇用政策」の体系が『労働白書』にもられた分析と対策です。労働省も昨年から今年にかけての失業者・率の大量・急激な推移に驚いています。「白書」は、①大量・急激な失業者の伸長、②雇用労働者の絶対的減少、③賃金の実質低下は、まさに「歴史的出来事」といつています。

大企業の合理化・クビキリは産業再生法案成立とともに本格化します。したがって、失業はさらにふくれあがります。さらに情報通信技術革命は製造現場から流通・公務部門、事務労働者に拡大しています。「パソコンが人を喰らう」事態はこれからが本番です。

「雇用をどうやってふやすのか」、「失業者にどう職を与えるのか」は、資本主義はじまって以来の大問題です。だれもが問題にしながら解決することができませんでした。労働運動の分野ではワークシェアリング、時短、ノー残業等の手法が実践されましたが、ドイツのような先進的な国ですら、「資本の論理」中心の考え方で解決不能なことは、歴史的にも実証済みです。

そこで労働省・政府中心にいわれるのが情報通信、医療・福祉、教育・余暇、ビジネスの四つの分野で雇用を創出すること、それでも不可能なことは明らかですから、「転職」、「労働移動」の枠組みづくりにより全力をあげるとしています。これらはいずれも企業の雇用責任を放り投げ、国や個人に責任を転嫁する卑怯なやり方にほかなりません。

失業の増大は、失業給付金を払底させます。これから「財政危機」キャンペーンが大展開されますから、雇用保険の掛け率が値上げされ、給付期間が短縮される方向で進むことが予想されます。現に労働省の関係機関ではその種の議論が進行中です。

### バクチのすすめ

『経済白書』はさらに露骨です。過剰雇用は約二三〇万人、過剰設備は約四一兆円だと、失業の不安と失業に苦しむ労働者にさらに「首切り」は避けられないと、恫喝します。そして「雇用・設備・債務の三つの過剰」の克服策が、産業競争力会議の方針どおりに述べられます。

「労働白書」、「経済白書」は失業の構造的要因の分析と対策に力を注いでいます。しかし、情報技術通信革命による「相対的過剰人口」の生産にはまったくふれようとしていません。情報化でアメリカは新しい仕事を生みだした。したがってアメリカの経験を日本に当てはめることだというばかりです。

この数年、アメリカで一千万人余の「新たな仕事」がつけられ、失業率が八%から四五%に下がった原因は、アメリカンバブルの発生にともなう消費の拡大です。さらに、まともに働くより、株取引をインターネットでやっている人が数十万人規模にふくらんでいることです。しかし、これからの失業問題で本当に深刻なことは「情報化、つまりパーソナルコンピュータ等が人を喰らう」ということです。それは一六世紀のイギリス、オランダで発生したエンクロージャー運動（織物業の発展で土地が囲い込まれ、大量の農民が都市に流失）、一九世紀の産業革命による「機械による手工業者の大量失業」以上の規模

で全世界に襲いかかることが予想されるからです。

今度の「白書」の最大の問題は、第三章でバクチと投機をあおりそのかしていることです。たとえば、「家計もふくめてリスクに挑む国土をつくって、ベンチャー企業への投資など直接手法による「リスク・マネー」の供給を拡大し、新規事業を急ぐ必要がある」というようにです。

『労働白書』でいわれる、雇用創出効果が高いといわれる「対事業所サービス」、「ビジネス支援」、「情報通信」は、「リスク・マネー」流入、さらには「転職」で可能となるとされていることがわかります。これでは、労働諸条件はますます不安定化するだけで、安定雇用にならないことはたしかです。

### 新しい「コミュニティ」

経済審議会の答申も同じです。それも当たり前。というのは、これら文書をつくっているのは堺屋君そして新日鉄を中心とする経団連の輩だからです。

経済審議会「答申」の特徴はこれまでの基本政策にない「個と多様化」を今後の社会の柱に、どう「帰属先」、新しい「コミュニティ」をつくるかに大きな関心を寄せていることです。

政府文書は「通商白書」もふくめてすべて首切り・合理化のすすめです。「会社人間」、「会社社会」が国の統合手段となつた時代はたそがれに近づいていることはたしかです。ですから、「ポスト会社人間」のあり方を問い、①各人が社会全体に貢献しようとする「公的概念」の確立、②帰属対象が問題にされていくのです。それが「日の丸・君が代」に収れんされつつあるとはいえないでしょうか。

(滝野 忠)

## 山陽新幹線トンネル崩落事故が意味するもの

### 時限爆弾が炸裂した

六月二七日午前九時二五分ころ、山陽新幹線福岡トンネルのコンクリートが崩落し、通過中の「ひかり三五一号」を直撃した。

ついに、JR西日本の時限爆弾が炸裂した。もともと山陽新幹線、とくに岡山以西はコンクリートに大量の海砂を、それも塩分を十分に落とさずに使ったため、塩分が鉄筋のさびを進行させ、コンクリートの劣化を早めていることは、八三年にNHKが暴露し、すでに警鐘が鳴らされていたことだった。岡山開業が七二年、博多開業が七五年である。この間に何があったのか。あのオイルショックである。狂乱物価、そして資材不足、手抜き工事横行の真つ只中で岡山・博多間の工事は進められたのだ。

山陽新幹線は、当事者なら誰でも知っていた「時限爆弾」つきの代物であった。冷酷に言ってしまうえば、それがついに爆発してしまっただけである。(もう少し正確に言えば、爆発Ⅱ落下は始まっていたが、列車を直撃したのが初めてである)

### 小手先対応でこまかすJR西日本

この時限爆弾は一個だけ仕掛けられたものではない。JR西日本会社は一万七千箇所も不良箇所があることを発表した。その内、異常音が三七七カ所で確認された。実は、JR西日本は民営化直後の八八年からすでに「コンクリート委員会」を設置し、主に高架橋のコンクリートひび割れの原因追求と対策の研究をおこなっていた。今回の事故で、同社はその下に「トンネル対策委員会」を七月十二日に設置した。

連日のように報道される内容を整理してみると以下の実態にあることが判明した。①重さ二〇〇キロのコンクリート塊が落下したのは、コールド・ジョイントと呼ばれる、コンクリートの接合不良が原因 ②コンクリート委員会は中性化を問題にしてきたが、「塩分による鉄筋腐食と質の悪いコンクリート使用」こそ問題 ③スピードアップによるトンネル内の圧力・振動の激化も要因の一つ ④西へ行けば行くほど不良箇所が増大するが、六甲トンネルも相当危ない ⑤補強したはずの大震災被災地橋脚の劣化も進んでいる

しかし、西日本会社は八月四日までにI型・L型の鋼材をアンカーボルトで固定する工事をわずか五億円の費用で終了したと発表した。「十、二十年は、はく落の危険はない」が、今後はトンネル対策委員会で抜本的な安全策を検討するという。利用客の安心感を取り戻すためには、「安全宣言」をするしかないだろうが、コンクリートの劣化は絶対に止まらない。子供だましの小手先の対応というしかないだろう。現場管理者のその場しのぎ、先送り体質は強まっており、「起こりえない大事故」が発生しない保証はどこにもない。

### 東の革マル、西のコンクリート

国鉄の分割民営化は、様々な矛盾を抱え込んで強行された。

その中でも、今後さらに顕在化するものとして、東日本会社への革マル派の浸透問題がある。公安当局は徐々に社会問題化しつつあるが、運輸省の先送り体質に乗じた東日本会社とJR総連は、巧みな政党対策でしのいでいる。しかし、このような労使の癒着は結果として企業の施策をゆがめ、破綻に導かれることは、日産自動車を引き合いにだすまでもなく歴史が証明しているところである。まさに革マル問題は東日本会社の癌である。

そして、西日本会社のコンクリート問題もまさしく癌である。すなわち、JRの東西の両雄が形こそ異なるものの、大きな内部矛盾：弱点をかかえていることが明らかになったのだ。いずれも、運輸省・旧国鉄官僚が犯した歴史的な犯罪行為だが、コンクリート問題の方が分かりやすく、マスコミも積極的に取り上げるだろう。

### 矛盾の構図

新幹線は、当初本州三社が新幹線保有機構に使用料を支払っていた。しかし、整備新幹線の財源づくりと東海会社の保有資産増加対策として、本州三社が買い取るようになった。それが、西日本会社だけで約八千億円も残っており、現在も支払いが続いている。

西日本会社が民営会社であるというなら、この欠陥新幹線の未払い金支払いを断固拒否、少なくとも支払い停止してしかるべきである。ところが、西日本会社は、ずっと所有しているかのように動いているし、マスコミもそれを前提にして報道している。

なぜか。本当に自分たちが作ったからだ。事実、河内神戸支社長は「山陽新幹線は『弱い体』で生まれてきた」と、わが子のように語っている。もし、訴訟になれば、今の西日

本会社の役員の大半は被告席にも座らざるをえないだろう。まさにマンガ的構図である。

### 播らぐ西日本会社の経営基盤

このコンクリート問題は、西日本会社の経営基盤をさらに脆弱なものにする。もともと、本州三社のなかでも、飛行機との競争にさらされてきているなど経営基盤は弱かった。それが、名実ともに背骨である（運賃収入の四割強を占める）山陽新幹線が癌におかされていることが明確になってしまったのである。

しかも、コンクリートの癌は着実に進行する。部分的に鋼材で覆うなど応急処置をとったとしても、劣化は止まらない。すでに二百億円の修理費を投下してこのあり様であるから、今後どれだけの投資を要するか分からない。スピードアップも困難になる。

いや、問題はそんなレベルではない。小林一輔千葉工大教授は岩波親書『コンクリートが危ない』で、①山陽新幹線の高架橋では鉄筋腐食は確実にすすんでおり、内部の鉄筋が溶解して原形をとどめない状態にまで腐食していても検知できない状態にある ②（列車の通過による疲労破壊は、塩分腐食をおこしている場合に受けやすいため）山陽新幹線の高架橋は列車の走行によって、ある日突然、床版が破壊するという危険にさらされている ③走行を一時的に休止してでも（国家プロジェクトとして）補強工事をする必要がある。それでも余寿命はせいぜい十五〜二十年であろう」と警告している。

マスコミの監視が厳しくなるなかで、利用者が安心感を取り戻すことは難しい。西日本会社は、人もカネも全社をあげて、果てしなくこの難問に取り組まざるをえないだろう。

### 相次ぐ職場の競争・支配体制強化策

一方、西日本会社は、このコンクリート問題が明らかになる前に、新たな職場の競争・支配体制強化策を打ち出していた。

①「新昇進・賃金制度」の導入：西日本会社は四月七日、一言でいうと「年功賃金解体、成績主義」の賃金制度にすることを組合に提案し、来年四月から実施しようとしている。今でも差別や恣意的な昇格・処分がおこなわれているが、さらに労働者に徹底した競争を強いるものである。

②J R版「人活センター」⇨マルチ社員育成：大阪支社は七月、駅職場の社員のうち、「知悉（注）度テスト」で成績が悪かったとした十二人を、「マルチ社員育成」と称して「机上教育及び特別研修」「ラッシュ時改札口での“声出し”」「駅美化、放置自転車の整理」「ローラー作戦でのチラシ配付」などで「再教育」することを発表した。これは一回限りでなく、継続される。職場の恐怖支配体制をさらに強化する西日本会社版の「人活センター」である。

### 問われる国労の力量：反撃の構えを

このコンクリート問題に、西日本会社が全社をあげて取り組めば（前述したようにこれは必然である）、国労攻撃に向けている余力は削がれるはずである。だが、下手をすると先制攻撃を受け、企業生き残りの共同宣言体制に組み入れられる可能性もある。さらに過酷な競争と恐怖支配体制になれば、経営悪化の尻拭いは全部職場に押しつけられるだろう。

まさしく、国労西日本の力量が問われる事態を迎えている。

なによりも、反撃の構えを確立しなければならない。会社は必ずこの危機を悪用することをしっかりと見抜き、会社の弱点を押さえれば、力関係を変える絶好のチャンスとなる。まず、震災復興の取り組みの総括が必要である。横から見ていると、国労組合員はいじらしいほど、全力で復興に取り組んだ。だが、その影で会社は何をしたのか。好機到来とばかりに国労組織の分断に活用したのだ。ついで、このコンクリート問題を現場の実態をもとに、経営への影響も含めて科学的に分析することである。その上で、責任問題を追及すべきである。そして、必ずツケは職場に回されることを念頭において、働きやすい職場労働者が人間として扱われる職場作りを、どんなに困難でも進めるしかない。

JR西労組の組合員とりわけ若い労働者は、矛盾と不安に直面している。七月一日には二二歳の青年労働者が大阪駅で国労に加入したばかりである。人間らしく生きる国労、頼りになる国労を、職場からせびとも作りだしてほしいと願わずにはおれない。

※注「知悉」 この言葉を辞書なしで読める人は、何人いるだろうか。広辞苑には「ちしつ：知りつくすこと。くわしく知ること」とある。こんな非日常用語を使って、労働者の自信と誇りを奪う西日本会社の非人間性を改めて痛感させる言葉だ。(佐野 修吉)

## 感想も涙もさまざま

— 運転士としての「鉄道員」 —

評判になっていく降旗康男監督の『鉄道員』（ポッポヤ）を観て間もなく、貴誌「社会通信」No.七四四号の感想を読んだ。

国鉄時代にSL（蒸気機関車）機関助手そしてDL（ディーゼル機関車）機関士、DC（気動車）運転士として、撮影現場の北海道富良野町の付近を運転した者として、思い浮かんだ事を云いたい。

映画の冒頭で高倉健の機関士と、小林稔侍の機関助手が蒸気機関車の運転室で悪戦苦闘し、機関助手が高温と煙で倒れる回想シーンは大げさでもなく、事実として狩勝トンネル争議（注）の原因にもなっている。

高倉と小林の二人とも駅長になったが、現実には機関士から機関区長になっても駅長になつた話は聞いたことはない。JRになつて保線畑から駅長になった人は知っているが、駅長が妻子の死に目に会えない事で観客の涙を誘っているが、会社のため黙々と働く昔気質の職員はポッポヤの姿である。なぜ交替要員が配置されないのか、無批判で涙してはいけない。妻の大竹しのぶは、夫に対して「ポッポヤだから」とあきらめの心境を繰り返し、娘の広末涼子は死んだのに「しあわせ」と父の高倉に言うシーンがあるが、ここに狙いがあるのではないか。国鉄当時の事、今の思いが重なり合い、私も涙が出てしまったが、国鉄ストライキのシーンや、志村けん扮するスト破りの炭鉱夫を弱いものとして、かばうようなシーンがあり、労働者の闘いが批判的に描かれているように思う。

最後に高倉駅長が雪降るホームで一人で死んでいる姿は、会社のため黙々と働き続けた日本労働者の過労死を連想した。

原作の浅田次郎の短編小説『鉄道員』では、「はんかくさいJRの駅長とは格がちがう

べ」と、国鉄に対する哀悼の意と民営JRへの皮肉がこめられている。

しかし、この映画『鉄道員』に協力したJR東日本会社、JR北海道会社の関係からか別の狙いが秘められているように思われる。

小渕恵三首相とJR東日本会社の松田昌士社長がこの映画の試写会に出ていることが日本経済新聞に報じられた。松田社長はJR不採用問題に「JRに法的責任はない」、「国労のごね得は許さない」と人権無視を続けている人物だが、JR総連のJR東労組大会（六月二十二日仙台市）で『鉄道員』を観て「オイオイ泣いて、鬼の目に涙」と笑われたと語り「仕事に対する飽くなき頑なさ」と男らしさを「鉄道員のご根性と誇りにせよと祝辞したそうだ（公益企業レポートより）。感想も涙もそれぞれである。

（国労帯広闘争団・佐野 周二）

（注）狩勝トンネル争議（職場放棄の新得闘争）は戦後労働運動史に残っているが、その原因は、一〇〇〇分の二五の急勾配とトンネル内の排煙と熱気で、機関車乗務員が窒息するなどに端を発している。

一九四八（昭和二三）年五月に当時の国労旭川支部新得分会はトンネル改修、手ぬぐい支給などを要求して三割減車、五割減車の実行力行使に入り、労使交渉が持たれたが合意に達せず、六月二三日、新得分会闘争委員長の柚原秀雄（新得機関区助役）が列車に飛び込み自殺。七月三十一日には政令二〇一号が出され公務員の争議行為が禁止される状況の中で、新得機関区乗務員六十余名は、柚原青年行動隊を組織して全国に実情を訴えるため八月六日に一斉に職場を離脱した。職場復帰に応じなかった四九名が政令違反で免職になる。国鉄労働者の闘いに共鳴して職場放棄の事業所は七八ヶ所、職場離脱者一〇七四名、逮捕令状発布七六一名、逮捕四五七名、職場復帰者四四三名、免官解雇四四〇名、減俸三一五名に達している。（一九九〇（平成二年）十一月発行の「新得町史」より）

## 保険主義は破綻し、やがて公費に

— 実施前から介護保険の矛盾は次々 —

### すでにヘルパーの勤務形態は大きく変化

厚生省は、八月二三日、介護保険サービスの対価として保険からサービス事業者に支払う介護報酬の仮単価、上限額を示した。民間事業者の参入が思ったほど進まないことから公表と思われるが、そのためか訪問入浴介護は低いものその他は予想より高めの設定。ヘルパーによる居宅訪問の身体介護は、三〇分以上、一時間未満で四〇二〇円。事業者は「人材を集め、教育、研修し再投資をしても適正な利益を上げられる」と歓迎している。

しかし、それが現場を担うヘルパーの質と量の向上に役立つかと言えば現実はそのようではないようだ。今でも介護保険をにらんで、ヘルパーの勤務形態は大きく変化。二四時間体制となり、働く時間は細切れ。三時間単位であったものが現在は二時間。介護保険制度がスタートすれば、滞在型一時間、巡回型三〇分とさらに短くなる。その上、移動時間の報酬はゼロのため、パート、登録型のヘルパーの多くは他にアルバイトをしなければならぬのが現実だ。

なおサービス料は予め決定されている介護計画（ケアプラン）によって決められ、実際に必要とされた時間で決められるものでもない。標準的に必要とされる時間」となっている。いかに効率よくと命令されても、相手は要介護者。その時々によって大きく違いがあり、時には思わぬこともおきかねない。それはすべてサービス労働となるのだ。

さらに、身体介護と家事援助を分断しその報酬が極端にちがうこともまた大きな問題だ。むろん、動けなくなった要介護者の身体介護は不可欠、重要だが、生活の中で気持ちに張りやなくし、物事に感動することが少なくなった高齢者に対し、重たい買い物と一緒にやり、室内を整理し、洗濯、話し相手になるなどの家事介護は専門性を有しとくに大切だ。

### 「介護」は自立支援が要

介護とは、身体機能、精神生活の減退に対する援助だが、それは身体機能と精神活動の維持・向上を支援し、高齢者自らが生き甲斐をもって、喜び楽しみ生き続けていくことへの自立支援でもある。これは緻密な観察力とゆとりなかで育てられるもので、家事援助、身体介護、相談などさまざまな活動をおし、高齢者の実態を把握し、総合的に積み上げられる。さらに提供の仕方は家族や住宅、コミュニティの状況、市区町村など地域の特性でも異なり、全国一律、六段階の要介護度によって定型化できるものではない。また、まると人間生活を支えなければ、懸案の「社会的入院」の解消などあり得ない。

一九六〇年代半ばから七〇年代にかけて、高齢者によるベット占領で悩んだスエーデンでは、高齢者が自立した生活ができるようあらゆるところで総力をあげてとりくみを展開した。病院では、寝たきりの「水平姿勢」を生活のため「垂直姿勢」にする。病室では家族の写真や絵画、季節の花を飾り、町づくりでは、買い物に安心で便利な地域と道路の整備、医療は大病院中心主義から診療所重視へ等々高齢社会にふさわしい「生活リハビリ」のとりくみがなされた。結果、寝込むケースは激減し、長患いはなくなったという。

もともとスエーデンは、医療や福祉が、私的ではなく国や県、地域で取り組まれ、財源は保険でなくすべて公費。このことが大きな成果につながったものと思われるが、「社会的入院」の解消を課題にして久しい日本では、大いに学び、思い切った改革が必要だ。療養型病床群の経過措置も問題、逆行するものだ。

### 逆行する施設設備の基盤整備

現在、普通の病院や医院の病室面積は一ベット当たり四・三平方メートル、廊下幅一・二平方メートルだが、療養型病床群は一ベット当たり六・四平方メートル、廊下幅一・八平方メートル。その上、リハビリ室、食堂、浴室の設置の義務づけなど条件が厳しい。

しかし、厚生省は、施設設備の基盤整備が整わないことから、来年三月までに、既存の施設から転換する場合は、病室は一ベット当たり六平方メートル、廊下幅は現状のまま、食堂、浴室はナシで可というのだ。これによって、いま駆け込みラッシュがおき療養型病床群が激増しているというのだ。生活のない施設設備での介護はさらに寝たきりを作り出すこと必至。また、ヘルパー資格も訓練時間と内容を規制緩和し、容易に取得できるようにしたが、こうしたことは、早い時期に、国や県、市区町村の責任を明確にし、強力な指導で本来の姿に戻さなければならぬと思う。

施設の基盤整備は、特養、老健、療養型にこだわらず、知恵を絞って地域密着の小規模のものへの検討も必要だ。東京中野区のミニデーターサービス、武蔵野市の福祉公社、テンミロンハウス事業などの取り組みに学び（近々本誌で紹介したい）、空き教室の改良と地域福祉など、みんなで考え創り上げていく努力が求められているのではないか。

## 緊急課題は低所得者への減免制度

民間営利企業の参入を認め、財源を保険にしたことが、今回の介護制度の最大の特徴であり、それによって数々の矛盾がすでに出ている。介護報酬が高くなれば、民間参入がすすみ、利用できるサービスの量も増えるのだが、保険料や自己負担も高くなる。逆に報酬が安く、保険料が安くなれば、サービスがそろわないことになる。

現在は国と県の補助のもと、市区町村の責任で予算が組まれ、利用者の自己負担は生計中心者の前年度の所得の課税によることになっている。いまサービスを受ける高齢者の八〇九割が生活保護・非課税世帯。利用者負担額ゼロだ。それでどうにか生活できているのだが、今回の介護保険はこれを切り捨てようとしているのだ。各市区町村では減免制度のあり方、罰則規定ナシの貸付金制度等を検討しているが、なお国の制度が重くのしかかったままだ。八月二三日特養ホームでの「激減緩和」案を提示したが、それも実態に合っていない。年収二四万以下、つまり月収二万円以下で負担額が月額八三〇〇円。これに介護保険料や医療費の自己負担を加えなければならぬ。手元にくら残るのか。

先日、私は特別養護老人ホームの夏祭りに参加した。「入居のときは、淋しく不安な思いで大変だったが、ホームの寮母さんや施設長の励まし、ホームの友人との語らいのなかで、リハビリに励み、体力も少しずつ回復。まだまだ体が不自由だけど、毎日穏やかで、最後はここで、と決めている」というのが入所者の声。

施設長は、「たとえ五年間の猶予措置があっても、認定されないから、利用料が払えないからを理由に出ている！なんて云えませんか」と。また、「経済的理由で居宅で療養を受けることが困難な者に対して、養護老人ホームがある。しかし、国はこれに力を入れてこなかった。特養が肩代わりしてきた面はあるが、それは国との経過の中でのこと。ついのおすみかと思っている入所者に出ていけなんてひどすぎる。特養の入所要件は一に日常生活の動作状況、二に痴呆、三に介護者の状況となつていふんですから、介護度1〜5なんて云ってこなかったんですから。福祉は国の責任で、財源は公費保障にしなければダメですよ。保険主義は破綻し、いずれ公費になるでしょうね」と声高に付け加えた。

「公費」か「保険」かは国会でも大きく議論され、後者がとられ、国の社会保障責任を大きく後退させた。京都保険医協会の保険医新聞特集『介護保険解体新書』（制度の仕組みと問題点）でわかりやすく解説している。もう一度考えてみたい（資料2）。

ところで、居宅サービスには、「激変緩和」の措置はまったくなくない。これまで感謝の気持ちで高齢福祉のサービスを受けてきたお金のないお年寄りには、来年四月以降、家で寝たまま、褥そうなどで苦しみ、切ない思いで毎日を送り、死んでいかねばならないのか。厚生省はそういう人は生活保護の申請を！といとも簡単に云うのだが、高齢者の心や生活実態を無視したものだ。

他方、医療保険は、老健施設、療養型病床群、居宅サービスともに、それぞれに調整規定がある。「医療保険の介護部分は介護保険に移行。要支援・要介護と認定されなかった者の介護部分は介護保険では給付しない。しかし医療給付から給付する」というものだ。

生活保護世帯は、介護扶助として保険料・利用料などは生活保護に上乘せされて支給されるが、その他の低所得者は医療保険と介護保険がセットで徴収される。滞納者がたぐさ

ん出ること予想されるが、滞納すれば罰則があり、介護保険のみならず、医療保険からも締め出されてしまう。低所得者への減免制度は急を要する課題である。

### 武蔵野市では市民意見交換会延期へ

九月地方議会は、「介護保険事業計画の中間まとめ」が出される時期。施設・居宅サービスの基盤整備問題、低所得者に対する保険料・利用料の減免制度の拡大、要介護認定を公平公正で実態を反映したものとす、認定から外される高齢者福祉サービスの量と質の確保する、苦情処理機関の設置等々、どれ一つとっても重要なことばかり。

地方議会と行政、住民が一体となって国に要求すべきことも多々ある。

東京武蔵野市の介護保険策定委員会は、中間報告をまとめ、九月には委員が分担して、三つの会場に分かれ市民意見交換会を予定し、すでに会場も押さえていた。しかし、中間とりまとめの最終段階で、各委員は「市民はこれで納得するであろうか」、「市長はサービスの質と量を落とさないと云っているが、それは目に見えるかたちで示されない限り納得されないのではないか。むこう五年間の量と質の問題を判りやすく示すことだ」、「医療保険は保険証一枚あれば、誰でも、どこで、いつでも安心して医者に診てもらおうことができ、介護保険はそうなっていない。これまで市民と一緒に積み上げてきた高齢保健・福祉との関係はどうなるのか」、「低所得者の減免をどう考えるか」等、引っかかりながら、いままですの制度の理解に時間を取られ意見と出されなかつたことが吹き出た。

結局、意見交換会は十一月に延期。その間、事務局から用意された「議論の柱立て案」(資料1)のもとに、九月中に「介護保険事業計画策定委員会」と「高齢者保健福祉計画策定委員会」がそれぞれ議論し、十月には「両委員合同委員会」をもち、その後に「市民との意見交換会」をもつ。この交換会は両委員合同の開催となる。さらに、それらの意見を集約し、国や都に求めるべきことは求め、さらに「両委員合同委員会」をもち、それぞれの委員会の中で最終報告書を出す。こうした市民意見交換会へ向けての道筋(イメージ)を確認した。その後の経過は逐次報告したい。

※本誌前号(七四五号)の京都保険医協会の要望書、厚生省交渉等の記述は同「介護保険解体新書」から転載したものです。  
(滝野 嘉津子)

#### 資料1 武蔵野市介護保険事業計画策定委員会第七回会議

### 「武蔵野市の介護保険の進むべき方向について」論議の柱立て案

一九九九・八・一九、介護保険準備室

#### 1、現状の分析

- (1) 平成十一年度の介護関連予算(又は平成一〇年度決算)
- (2) 現状の水準(サービスの利用実態や参酌標準などを説明)
- (3) 現状の評価

#### 2、介護保険の大きさと形

武蔵野市は介護保険をどのように作るのか。進むべき方向は。

#### A、介護保険で最大の安心感を得る

##### (1) 給付の幅

現状の介護関連事業は、すべて介護保険に盛りこむ。

##### (2) 財源構造

これによる第1号被保険者の保険料負担増はできるだけ小幅なものにする。

①介護保険事業費に対する一般会計からの繰り入れを検討する。

②介護保険事業会計に介護関連事業の特定財源を取りこむ。

③保険料や自己負担の減免・軽減制度を国基準又はそれ以上のものを作る。

#### B、介護保険でそこそこ程度 of 安心感

(1) 給付の幅

法定給付を基礎に必要な最小限の上乗せ、横出しを加える。

(2) 財源構造

①必要な上乗せ、横出しについては、1号被保険者の保険料でまかなう。

②一般会計によって介護保険外の事業がある程度組み立てる。

#### C、介護保険は最小限なもので、高齢者保健福祉計画などでバックアップする。

(1) 給付の幅

法定給付のみで上乗せ、横出しなし

(2) 財源構造

①一般会計によって介護保険外の事業を充実させる。

②保険料や自己負担の減免・軽減制度は国基準並。

#### 3、高齢者保健福祉計画との関連

(1) 介護保険事業計画は、当面は高齢者に対する介護を対象とすることにより、高齢者保健福祉計画の重要な部分を構成する。

(2) 介護保険事業計画は、今後介護サービスの対象者に誰を取り込むかによって、地域福祉計画の他の分野との関わりが出る。

(3) 高齢者保健福祉計画の独自分野は、介護を必要としない高齢者への保健福祉サービスの構築にある。

#### 4、基盤整備（供給確保）の方法

(1) 市場原理による民間事業者参入への関与

(2) サービスの質の確保の仕組み

(3) 公的責任による施設整備の継続

(4) 在宅介護支援センターによる総合調整

#### 5、サービスの質の確保の方法

(1) 人材確保、育成策 (2) 苦情対応の仕組み (3) 本人支援の仕組み

#### 6、武蔵野市介護保険事業計画の理念

(1) 高齢者介護とは、だれもが迎える人生の最終局面を支える重要でかつ荘厳なもの。

(2) 量的な充足もさることながら、質の充足を重視する。

(3) 民間事業者によるサービス提供を総合的に調整する仕組みの構築。

(4) 介護保険があるからいざと言う時も安心。

(5) 最期に武蔵野市に住んでいて良かったと思えるもの。

#### 7、市民意見交換会へ向けての道筋（イメージ）（略）

資料2 京都府保険医協会発行（一九九九・五・三二）

## 国 の 役 割

特集「介護保険解体新書」（制度の仕組みと問題点）

### 【概要】

介護保険における国の責務として、「介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう保健医療サービス及び福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない」と定められている。

具体的には

ア、財政負担

・ 保険給付に対する定率の国庫負担

・ 調整交付金の交付

・都道府県の財政安定化基金への国庫負担  
・市町村に対する事務費交付金の交付

イ、市町村介護保険事業計画等の基となる基本指針の策定、介護サービス基盤整備についての財政上の措置等の支援

ウ、事業者・施設に対する指導・監督

エ、制度の基本的枠組みの設定（要介護認定基準、介護報酬の額や支給限度額の設定、事業者・施設の基準等）などの役割を担う。

### 【問題点】

①国が負うべき措置制度等の社会保障における責任を後退させている。

②介護保険の運営主体を市町村としたことで、国は一定の財政負担、基本指針の作成、指導・監督が主なものとなり、社会保障サービスを確保する主体ではなくなっている。

### 【解説】国の目指す方向

厚生省は介護保険を社会保障制度改革の第一歩と位置付けている。そう位置付けられた介護保険は厚生省のいう改革の方向を示しているはずである。この点を介護制度として最も大きな問題である税（措置）に基づくのか、社会保障に基づくのかを通じて考えてみたい。

厚生省は介護の社会化を行うに当たって、現在の措置制度のもつ問題点を挙げています。

1、「行政がサービスの種類などを決定するため、利用者によるサービスの選択ができない。」

社会的サービスの選択は、市民の社会的な権利であるから、まず市民主体の視点が欠けている。しかし根本的な問題は、サービスの総量の絶対的な不足のために選択が出来ないことにある。それゆえこの問題は、サービスの総量が十分に保証されない限り、制度を変えただけで解決するものではない。

2、「所得調査などがあるため、利用に当たって心理的抵抗感がある。」

「心身の障害や社会的状況、さらには高齢や健康などの事情により、生活の維持が困難な事態が生じた場合には、国家が責任をもって対処するのが社会保障の体制である」（一九九二年社会保障制度審議会勧告）から、社会保障として措置を求めるのは、憲法に保障された当然の権利である。この事を忘れず、利用者に抵抗感を持たせてしまおうのである。

3、「行政あるいはその委託によるサービスであるので、競争の原理が働かないため、サービス内容が画一的である。」

サービス内容が画一的になるのは、競争の不在にあるのではない。行政のみが企画、運用にあたる閉鎖性があるにすぎない。市民の参加と協同、情報公開と市民の批判の届く制度など、その閉鎖性を排除する事により画一化は避けられる。

4、「収入に応じた応能負担であるため、利用者負担が中高所得者層に高くなる。」

もしそうであるなら、国の負担を増やすべきで、「自己責任を基本とした相互扶助」などと、低所得者への負担のしわ寄せをすべきでないのはいやうまでもない。

以上、厚生省のいう措置制度の問題点は、すべて制度そのもの問題ではなく、基本的な視点の欠落、閉鎖性、必要な資源の不足に基づく運用上の問題にすぎない。

次に厚生省は介護制度を社会保障方式で行う理由を挙げている。

1、「給付と負担の関係が明確になる。」

しかし実際は、四〇歳及び六五歳からの全被保険者の九〇%以上は保険料の負担のみと予想されている（厚生省当初予測では、保険料を支払う全被保険者のうち、約五%のみが給付Ⅱ介護サービスを受ける）。給付と負担の関係の明確、不明確以前の問題である。関係そのものがないのである。

2、「利用者の選択によるサービスの利用。」

前述のごとく、介護保険では、今後も長くサービスの量は不足するだろうから、これも成立しない論拠である。

3、「増税を避けることができる。」

前述のごとく、保険料負担のみの人にとっては、実質的には増税にほかならない。そのうえ消費税と同様、定額負担の持つ逆進性は、低所得の人にとって、さらなる負担を強いることになる。ま

た社会保障費の財源として、所得税は累進課税Ⅱ一応、高所得高負担、低所得低負担であるが、逆進性の強い消費税の福祉目的税化は、福祉への税負担の定率化を強いる一方、社会保障費の増加が、すぐに消費税率上昇につながるであろう。

4、「権利性」が明確になる。」  
保険料納付の対価として契約に基づき給付を受ける権利は本来の「権利性」ではない。これは私的民間保険における権利義務にすぎない。

公的な社会保障にかかわる介護保険の「権利性」とは、①憲法の保障する人権として、個人ではなく国の責任において、社会的サービスとして介護サービスを受けることが保証されることである。②また憲法の保障する最低限のサービスは、いつでも、どこでも、だれでも、簡単に、公平に、受けられる必要がある。③そのために必要な人材、財源を国が確保することである。④さらに、最低限保障されるべき基準が公開された議論を通じて、市民の合意の上に設定されるべきものである。しかしこの基準の設定がされないままである。どのような生活を人権として保障するの議論されないままである。これでは社会保障として公的な介護保険の本来の「権利性」などありようがないのである。

以上、厚生省のいう社会保障方式の論拠はことごとく現実性を持たない。

さらに厚生省は当初、新しい介護システムの有り様として、「新たな高齢者介護システムの構築を目指して」(一九九四年新たな高齢者介護自立システム研究会報告)で、介護サービスには普遍性(救貧から普遍へ)と、公平性が必要だとした。

しかし、介護保険で提供される介護サービスは、介護が必要であっても、保険料を払っていた人に対してのみ、さらには利用料を払うことのできる範囲でのみ提供される。これらを払えない人々はサービスから排除される。また制度上、高い水準のサービス提供は保険料の上昇を招き、さらに排除を強めてしまう。人権として普遍的に保障されるべき社会保障とは言いがたい。また公平性についても、前述のごとく最低保障されるべき生活の質が議論、設定がされないままでの認定制度や、サービスの不足から、サービス提供の調整が行われざるをえない時、介護保険は公平性の保証を担保した制度とは言い難い様に思われる。

## ◇読者からのおたより◇

読みきれないけど なかなかすべては読みきれませんが、全国の闘う仲間の声も聞けてありがたいです。  
(京都福知山・A)

編集部より 「日刊紙」いつも楽しく読ませてもらっています。

**国鉄闘争の正念場** 暑い日が続く今年の夏、国鉄闘争の正念場。八月二日から一日、JR東日本前、運輸省前、国会前座り込み行動。闘争団員・家族の苦闘に学び、JR本体の具体的な取り組み、闘いの強化が何よりも求められる。上野支部内も昨年八月から今年五月まで未加入・鉄産労・東労組から六名の国労加入を勝ちとった。一方で脱退者が出ているのも事実。加入した勇気ある仲間そして加入オルグで奮闘した仲間、分会活動に学びJR職場に国労の影響力を強める決意です。

(国労上野・T)

編集部より 国鉄闘争の行方、そしてJR内に国労らしさを強め拡めていただく活動は、日本労働運動再建に直結しています。さらにご奮闘を。

**八十三歳の今** かつて新報が三〇〇〇四〇〇時代手配り集金を担当しておりました。定年退職を機に購読を止めると云われた経験があります。月額二五万の年金を受け時々はバイトもする裕福なライフを持ち乍らどうした事かと自分の気持ちと納得させるのに苦い思いを致しました。

組織労働者の経験の無い私が組織労働者と手を組んで労働運動に骨身を捧げて来たのは何であつたか、八十三歳の今日、もう一度勉強し直して居ります。

(熱海市・武井 廣司)

編集部より 力強く、達筆なお便りに、武井さんのお元気をを感じ心打たれております。岩井さんが亡くなって、多賀に出向く機会がなくなりました。岩井さんの分までがんばって下さい。私たちががんばりますので。

**資料送ります** 北海道らしくないあつい夏です。資料送ります。八月二四日の十勝集會に兵庫の佐野さんに講演してもらいます。キャラバン行動を通して国労本部へ激励のハガキ行動を要請しているところです。

(帯広・S)

編集部より いつも資料ありがとうございます。参考にさせていただきます。多彩なご活躍ぶり、すごい。